

金羊毛騎士団の人選からみたマリア・テレジア期の 宮廷-ハウクヴィッツ伯爵の採用をめぐって-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2014-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 早津, 光子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16844

金羊毛騎士団の人選からみた マリア・テレジア期の宮廷

—ハウクヴィッツ伯爵の採用をめぐる—

The court under Maria Theresia in terms of the adoption
of the knight in the Order of the Golden Fleece:
over the Count Haugwitz's adoption

博士後期課程 教養デザイン専攻 2013年度入学

早 津 光 子

HAYATSU Mitsuko

【論文要旨】

18世紀中頃、マリア・テレジア統治期のハプスブルク君主国はヨーゼフ2世の啓蒙的絶対主義を準備する改革の時代であった。しかし、いまだ領邦諸身分は自立的権力を保持し、君主は諸身分との権力のバランスを取ることによって君主国を統治していた。その君主国の状況が凝縮されていたのが家政と行政の機能を併せ持つウィーンの宮廷社会である。

諸身分の利益を代表する存在であり、宮廷社会において高い地位を築いていた大貴族達は、この時代においても彼らのアイデンティティの拠り所である「名誉」を第一義としていた。そして宮廷社会の最高位に位置する君主によって入団を許され、彼らの「名誉の象徴」として最も良く機能していたのが、輝かしい伝統を持つ金羊毛騎士団であったと考えられる。

その「名誉の象徴」としての機能を危うくしかねなかったのが、官僚として台頭したハウクヴィッツ伯爵の騎士団への採用であった。彼の採用の背景にはマリア・テレジアの彼への絶大な信頼があったが、宮廷社会においてこの人選は快く受け入れられるものではなかった。このことは、保守と革新が併存するマリア・テレジア期の宮廷のあり方を良く表していたといえるであろう。

【キーワード】 宮廷社会、金羊毛騎士団、ハウクヴィッツ伯爵、名誉の象徴、保守と革新の併存

はじめに

本稿の課題は、改革の時代を迎えたマリア・テレジア（1717～80年、オーストリア大公女・ハンガリー女王：在位 1740～80年、ボヘミア女王：在位 1743～80年）統治期の宮廷社会が、保守性を保ちながら革新的要素を持つようになったことを、金羊毛騎士団へのフリードリヒ・ヴィルヘルム・フォン・ハウクヴィッツ伯爵（1700頃～65年）の採用をめぐる考察することにある。

ハプスブルク君主国の統治は王権と諸身分の互惠の関係¹に基づいており、宮廷は国家統合の機能を有する重要な場であった。バロック期に規定された宮廷における慣習は宮廷社会を構成する貴族のヒエラルヒーを明確にし、序列を可視化するものであった。このような目に見える「名誉」を象徴していたのが金羊毛騎士団であった。1715年、神聖ローマ皇帝カール6世（在位 1711～40年）がオーストリア系金羊毛騎士団の騎士団長となって以降、宮廷の表象形式であるこの騎士団の意義はさらに高まり、その威勢はマリア・テレジアの宮廷にも引き継がれたのである。騎士団の重要性はさまざまな改革が推進されたマリア・テレジア統治下においても変わることはなく、騎士団の祝祭や行事は王権と宮廷社会のエリートである騎士団員の威信を顕示する場としてその機能を果たしていたのである。

一方で、マリア・テレジアが積極的に登用し、改革推進の中心となった官僚達が新たな要素として宮廷社会に登場した。国制改革を主導したハウクヴィッツ伯爵の金羊毛騎士団への採用は宮廷社会に波紋を呼び、そのことは、この時代の保守性と革新性の併存という特徴を良く表していたと考えられる。

マリア・テレジアの統治時代である18世紀のヨーロッパは「宮廷の世紀」²、であり「市民的な19世紀」を準備する段階にあった。国家の中央行政機構は国王の宮廷にあり、形式上は国王が一元的に国家を支配していた。「宮廷社会」を社会学と歴史学の観点から研究したノルベルト・エリアスは、宮廷は「君主一門の大家族の最高の家政としての機能と、全国家行政の中央機構としての機能を兼ね備えていた」と述べており³、この宮廷の機能についての定義はヨーロッパの宮廷において共通であると考えられ、ハプスブルク君主国にもあてはまると考えられる。また家政とは一家の諸事をうまくまとめることを指し、君主国の諸領邦の結節点であるウィーン宮廷の機能をよく表す言葉でもあてられる。

ハプスブルク君主国の歴史において、マリア・テレジア⁴の統治時代（1740～80年）は、宮廷絶対主義⁵が起こってきたバロック期（レオポルト1世、ヨーゼフ1世、カール6世のバロック三帝が主な対象時期、およそ17世紀中頃から1740年まで）がヨーゼフ2世の啓蒙的絶対主義の時代へと移行する時期にあたり、その後の時代に大きな影響を及ぼす本格的な改革の幕開けの時代であった。早期に中央集権が確立された西ヨーロッパの国々に対し、ドイツ地域ではウエストファリア講和条約⁶で決定的になった領邦の自立的権力によって、王権主導の絶対主義の時代においても君主が強力な中央集権的権力を持つことはなかった。過去の度重なる戦争によって財

政的に疲弊していた⁷ハプスブルク君主国において財政面では無論のこと軍事面でも諸身分⁸の貢献をおおぐ必要があったのである。

ウィーンの宮廷では領邦に領地を所有し諸身分の利益と密接につながった貴族達が宮廷社会を構成しており、高位の貴族達は行政機構の頭職に就いていた。ハプスブルク君主国の枠内に諸領邦をつなぎとめておくには、高位貴族を宮廷社会のネットワークに取り込んでおく必要があった。そのような政治的統合の手段のひとつとして有効であったのが金羊毛騎士団であったと考えられる。なぜなら、金羊毛騎士団がヨーロッパにおいて普遍的な「名誉の象徴」であり、高位貴族が「その身分・立場にふさわしい名誉を顕示することに第一義的な意義を感じ」⁹ていたことにより、金羊毛騎士に叙任されることは彼らの権威を明確に示すものとして彼らの希求するところであったからである。

金羊毛騎士団が「名誉の象徴」であることは、ヨーロッパ諸国の王侯が騎士に叙任されていることから明らかである。その一例として、のちにハプスブルク家の仇敵となるフランスの王フランソワ1世の1516年の叙任を挙げることができる¹⁰。その叙任は、のちのカル5世がカルロス1世としてスペイン王に即位するためにフランスの協力を必要としていた時期であり、フランソワ1世との講和条約を結んだ翌年のことであった¹¹。またエカチェリーナ2世（ロシア女帝：在位1762～96年）がヨーゼフ2世に入団の希望を伝え彼を驚かせたということや、ナポレオンがスペイン系とオーストリア系を統合する第三の金羊毛騎士団の創設を一時検討したということから¹²、この騎士団がいかに名誉を象徴していたかが理解できるであろう。

以上のことから見ても、本来ならば家系が採用の第一条件であるべき金羊毛騎士団に、身分の低い官僚出身のハウクヴィッツが採用されたことは、騎士団員達にとってゆゆしき事態であり、彼らの名誉心を大いに傷つけたものと考えられる。彼のプロフィールについての記述によれば、彼は「オーストリアの宮廷官僚機構の世界においてアウトサイダーとみなされていた」¹³ということであり、突然宮廷社会に現れたハウクヴィッツがマリア・テレジアの絶大な信頼を得て官僚機構の要職に就き、さらに金羊毛勲章を授けられたということは、宮廷社会に波紋を呼んだと考えられる。

このような変化をもたらした主な要因は国制改革にあると考えられる。オーストリア継承戦争¹⁴によって明らかになった君主国の脆弱性を克服し、さらなる危機に備えるために国制改革が着手された。マリア・テレジアが断固とした姿勢で取り組んだ改革は衝撃とともに貴族達に受け止められることになる。そして、その国制改革を主導したのがハウクヴィッツ伯爵であった。

ヨーロッパ全体を見渡せば理性を重んじる啓蒙思想が広がりをみせており、その影響はウィーンの官僚にも及ぶものであった。マリア・テレジア統治下の宮廷では君主国の厳しい状況が直視され、開明的な官僚によって国制改革が推進された一方で、宮廷社会においては、宗教的な祭礼や儀礼を通して視覚的要素によって威厳と力を表現するといったバロック期の価値観¹⁵をとともなう保守的側面にも配慮されつつ変化がもたらされるようになったのであった。

1. 研究の動向

このように揺れ動く時代を迎えた18世紀ハプスブルク君主国の宮廷における金羊毛騎士団に関する研究の動向は、「今日、宮廷が近世史において最も脚光を浴びる研究対象」¹⁶となっているにもかかわらず、2013年10月現在、日本における研究として岩崎周一氏による2本の論文、「『後光のない玉座は永続きしない』—ハプスブルク王権の表象戦略と金羊毛騎士団—」と「『貴族制的君主国』の中核として—18世紀ハプスブルク君主国の政治社会における金羊毛騎士団の意義と機能—」が挙げられるのみである¹⁷。

それらの研究において岩崎氏は次のように述べている。まず、近年において宮廷研究が数多く行われるようになったものの、バロック期以外の時期には立ち遅れが目立っているということ、また宮廷の表象戦略の研究の対象はほぼ君主に限られており、金羊毛騎士団のようなそれ以外の素材に及んではないということである¹⁸。さらに、金羊毛騎士団に関して、これまでの研究においては君主による統合の装置・手段としての騎士団の重要性にのみ注目しているが、近世の金羊毛騎士団の社会的意義および機能を理解するにはゲノッセンシャフト的性格を一貫して堅持し、団長との相補的關係を継続していたことを追求しなくてはならないということを述べている¹⁹。

この主張は、領邦の複合体であるハプスブルク君主国において、王権と領邦諸身分は常に対立關係にあった訳ではなく、有事の際にはゲノッセンシャフト的協働の關係にあった、という立場にたったものであり、近世ハプスブルク君主国の王権と中間権力である諸身分との關係を考察するうえで重要な視点であると考えられる²⁰。そのような視点から、君主国のあり方の縮図であるウィーン宮廷の構成要素である金羊毛騎士団についても、貴族達のゲノッセンシャフト的性格を考慮しなくてはならないという主張である。騎士団のゲノッセンシャフト的性格の根拠は岩崎氏の研究において明らかにされているが、国家存亡の危機を経験したマリア・テレジア期においては、諸身分の利益を代表する大貴族達を取りまとめる政治的手段としての騎士団の重要性が高まった時代であるということをやはり考慮しなくてはならないであろう。

さて、金羊毛騎士団の歴史をたどる体系的な研究としては、1971年のアンネマリー・ウェーバーの博士論文²¹が挙げられる。また、近年では、2006年にハイリゲンクロイツで開催された金羊毛騎士団の学術的シンポジウムの寄稿集として『オーストリア家と金羊毛騎士団 (*Das Haus Österreich und der Orden vom Goldenen Vlies*)』が刊行されている。この寄稿集にはブルゴーニュ公爵のもとでの騎士団の発展についての論文をはじめとし、カール5世下で世界帝国となったハプスブルク帝国の「かすがい」としての金羊毛騎士団、オーストリア系ハプスブルクへの金羊毛騎士団の移行、ハプスブルク家の金羊毛騎士について、フランツ・ヨーゼフ時代の金羊毛騎士団の意義、など、騎士団の歴史を振り返る論文が収められている²²。これらの研究によってハプスブルク家直属の私的な Hausorden としての金羊毛騎士団の意義を理解することができ

る。しかし、マリア・テレジア期の宮廷における金羊毛騎士団を主要なテーマとした研究はほぼ見当たらず、この時期の騎士団の意義や役割を理解するには、さらに同時代の日記や儀式の記録などから詳細を導き出す必要があるであろう。

また、近世後期のウィーンの宮廷社会の研究の動向については、岩崎氏により、2013年に刊行された『ハプスブルク史研究入門』において次のように述べられている。近世の宮廷に関する日本における学術的研究の蓄積が皆無に近いということ、そして、2013年現在、ウィーン宮廷研究の波は18世紀後半以降に及び始めたばかりであり、ノルベルト・エリアスが描いたところの、王権が貴族を馴致する「黄金の檻」としてとらえ徐々に過去の遺物と化していくものとした見方に再考の余地がある、ということである。さらに近年では、近世と近代の連続性に注目が集まり、王侯貴族、宮廷や国家儀礼の重要性が再評価されるようになってきているということも述べられている。金羊毛騎士団に関しては、団員間の平等を原則とする兄弟団の友愛団体というゲノッセンシャフト的性格とそれに伴う汎ヨーロッパ的な勢威を18世紀を通して保ち、「貴族制的君主国」たるハプスブルク君主国のありようを体現する団体として存続し続けた、と述べられている。

先述のフランソワ1世やエカチェリーナ2世、そしてナポレオンの例に見られるように、この汎ヨーロッパ的な勢威ゆえにウィーン宮廷の貴族達にとって金羊毛騎士団に採用されることは彼らの最高の「名誉」だったのであり、のちに述べるように、団員が騎士団のその威厳を傷つけられることに多大な不満を持ったのだということができよう。

2. バロック期のウィーン宮廷

マリア・テレジア期の宮廷について述べる前に、彼女が引き継いだ宮廷がどのようなものであったかについてここで概観しておきたい。その基本的構造はレオポルト1世（神聖ローマ皇帝：在位1658～1705年）の治世に確立されたと考えられる。

まず、「宮廷」が意味するところを確認しておく、安成英樹氏がフランス王権の宮廷について次のように述べている。「宮廷とは、その置かれた宮殿などの『場』ではなく、国王に奉仕する一群の取り巻き、廷臣達を意味する。またそれは国王の日常生活の場であると同時に、主要な政府機関が配置された外交使節達が伺候する政治的外交的中枢機関でもあった。」²³つまり、宮廷社会の人々と、彼らの営み全般を指すものであると考えられる。オーストリア・ハプスブルクの宮廷は三十年戦争の荒廃のなか、対抗宗教改革を進める過程で、バロックという文化を軸に形成されていった²⁴。ハプスブルクの場合、宮廷に集っていた有力貴族である廷臣達は「片足を各地方（自分達の領地＝引用者注）に置き、もう一方の足を宮廷での奉仕においていた」²⁵のであり、彼らは宮廷社会において結び付けられていたのである。

17世紀に有力貴族が宮廷において影響力を増していたころ、宮廷の規模は劇的に拡大した。1554年（カール5世時代）、オーストリアの宮廷の構成員は約500人（中央官庁の職員を含まず）であった。レオポルト1世からカール6世にかけて（1658～1740年）その数は上昇して2,175人

となり、また中央官庁の職員は1,500人となって拡大は頂点に達した。このように増大していった宮廷では、宮廷社会の人々の序列を明確にし、宮廷生活を秩序づける必要があったと考えられる。宮廷の改革は1637年から着手されたが、三十年戦争後に宮廷生活にさらに確固たる形式を与えようとする試みが開始された。その目的は宮廷生活を儀式の規定で制御することであった。衣服、儀式、その他の方法で明確な序列を作り出し、その序列を可視化しようとしたのである。カール6世のもとで宮廷はあらたに整理され儀式はさらに規定化された。皇帝の居室への立ち入りも厳しく監視されるようになった。そしてこの監視の役目をめぐって激しい争いが起こった。なぜなら、皇帝への近さは宮廷における権力の大きさを意味していたからである。カール6世を騎士団長とするオーストリア系金羊毛騎士団の意義は、皇帝への近さという点はもちろん、宮廷社会の表象形式に関しても大きいものであった²⁶。それゆえ、そのエリート性を保持することがこの騎士団にとっては重要であったのである。

それでは次に、金羊毛騎士団の創設とハプスブルクへの伝播を簡単に述べ、ウィーン宮廷においてどのような機能を持っていたかについて述べておこう。

3. ウィーンの宮廷における金羊毛騎士団

3-1. ブルゴーニュにおける金羊毛騎士団の創設とハプスブルク家への伝播

金羊毛騎士団は1430年1月10日、ブルゴーニュ公国の3代目当主フィリップ善良公によって創設された。彼の3度目の結婚の席で設立の構想が公表された。騎士団の名称であり、シンボルである金羊毛 (la Toison d'or) はギリシャ神話のイアソンの伝説に由来するとされていたが、異教の伝説に基づいていることが不適切とされ、のちに旧約聖書の英雄ギデオンの羊毛も由来とされた。金羊毛騎士団は、宗教的な意義を掲げながらも政治的な機能を果たし、まとまりを欠いた国家を集権的に統合して公国の発展を図るという目的を持つものであった。この騎士団は今日もなお存在し世界で最も高貴で排他的な騎士団として重要であるとされている²⁷。

さて、この騎士団はハプスブルク家のマクシミリアン（神聖ローマ皇帝マクシミリアン1世：在位1493～1519年）とブルゴーニュ公国のシャルル突進公（4代目ブルゴーニュ公爵：在位1467～77年）の娘マリーが1477年8月に結婚したことによりハプスブルク家にもたらされた。1431年の騎士団の規約により騎士団長の地位は、創設者の男系の相続順位における相続人に、ないしは女系の相続人、つまり団長の娘の夫に継承されると決定されており²⁸、シャルル突進公の死により、マクシミリアンが騎士団長の地位に就くこととなったのである。マクシミリアン1世の孫、カール5世（神聖ローマ皇帝：在位1519～56年）がスペイン王位（カルロス1世：在位1516～56年）に就いたことにより金羊毛騎士団もスペインにもたらされる。カール5世の引退後、ハプスブルク家はスペイン系とオーストリア系に系統分裂し、スペイン系ハプスブルク家の長が金羊毛騎士団の団長を務めていた。しかし、スペイン王カルロス2世（在位1665～1700年）の死で勃発したスペイン継承戦争（1701～14年）により、金羊毛騎士団もスペイン系とオース

トリア系に分裂することとなった。オーストリア系金羊毛騎士団はカール6世以降ハプスブルク家の家長が団長を務めて今日に至っている。

3-2. 金羊毛騎士団のウィーン宮廷における機能

オーストリア系金羊毛騎士団はハプスブルク君主国における最高のステータスシンボルとなり、同君主国の表象戦略において重要な役割を果たし続けた²⁹。ブルゴーニュの君主も、ハプスブルクの君主のいずれもこの騎士団によって国家の政治的統合を図ろうとしており、その点において金羊毛騎士団は君主と貴族達をつなぐ政治的装置として機能していたと考えられる。

スペイン継承戦争によって系統分裂した金羊毛騎士団のオーストリア系の最初の騎士団長であるカール6世は、この騎士団をオーストリアに根付かせたという意味において、第二の騎士団創設者と言いうことができるかもしれない、とアウアーは述べている³⁰。

カール6世の死去の際、マリア・テレジアの夫フランツ・シュテファン・フォン・ロートリンゲン（神聖ローマ皇帝フランツ1世：在位1745～65年）が1740年に騎士団長の地位に就いたのも1431年の規約が更新されて適用されたためである。フランツ・シュテファンが騎士団長を務めた時期においても金羊毛騎士団はウィーンの宮廷社会を構成する重要な要素であった。カール6世のもとで、金羊毛騎士団の団員であることはひとつの廷臣のグループを作り出し、そのメンバーは騎士団の祝祭と騎士団の礼服を通して、それ以外の廷臣から明白に際立っていたのである³¹。そのことについて、「18世紀において、高位貴族にとって騎士団への所属を許されるという皇帝からの特別な恩恵は特別なこととして重要であった。」とヴィーラッハは述べている³²。

また、金羊毛騎士団が18世紀においても高いステータスを保持することができた理由については、数百年の歴史、教皇の認可を受けていること、団長が皇帝であること、他に類をみないほど多くの皇帝や王侯が団員であったことなどが同時代の諸文献に挙げられているということである³³。

そのステータスを背景に、さまざまな機会において騎士団の騎士には「目に見える」特権が与えられた。金羊毛騎士達は枢密院のメンバーや侍従長よりも前の席を与えられた。そのことは皇帝との近さを示すものであった。また、1747年のレオポルト大公（後の皇帝レオポルト2世）の洗礼式に際して、騎士達はベネチア大使の前に位置付けられ、ホーフブルクの騎士の間に大公の個人的なお供として入場することができたのである³⁴。

このような可視化された特権を与えることのできる金羊毛騎士団は、団長である君主とメンバーである高位の貴族達をつなぐ機能を持ち、彼らのアイデンティティの拠り所である「名譽」を具現化する機能を持っていたということが出来るであろう。

そのような機能を持つ金羊毛騎士団へのハウクヴィッツ伯爵の採用について述べる前に、当時進められていた国制改革とその中心人物であるハウクヴィッツの人物像について述べておこう。

4. 国制改革とマリア・テレジアのハウクヴィッツ伯爵への信頼

4-1. ハウクヴィッツ伯爵と国制改革

マリア・テレジア統治下の1740年代に始まった国制改革の意図は諸身分の権利を中央政府の管轄下に移し、君主による一元的な支配を可能にすることであった。「オーストリア継承戦争終結時におけるマリア・テレジアの見解はその（諸身分の＝引用者注）強大な力に対する非難そのものであったが、1733年（ポーランド継承戦争＝引用者注）以来の諸戦争をシュレージエンの失陥のみで乗り切ることができたのは、君主と共通の危機意識を持った諸身分との協働があればこそであった」³⁵と岩崎氏が述べているように、君主と諸身分は有事においては協働して国家を支える関係にあったとすることができる。

しかしながら、オーストリア継承戦争によってこのような協調関係に基づくハプスブルク君主国の統治体制は見直しを迫られた。そこで、中央政府の権力の拡大を目指すべく改革が行われるのであるが、「ヨーゼフの単独統治期を除き、複合的国政の尊重と国益の追求との間に原則として矛盾を見ず、この両者の調和・止揚によってこそ君主国の繁栄が可能になるという見方は、国政の基調であり続けた」³⁶のである。少なくともマリア・テレジアは、カール6世の国事勅書（Pragmatische Sanktion）における「家領の不分割不分離」の原則を貫くことを統治理念としていたことが考えられ、その範囲において諸身分の権利を認めることに矛盾を感じることはなかったと考えられる。

マリア・テレジアが改革において目指したものは、プロイセンに対抗しそれを凌駕する力をつけるべく緊密な中央集権的統治を実現することであり、そのためのシステムを構築することであった。それには軍隊の整備と増大、その条件となる租税の引き上げと厳格な財政、また行政における諸身分の排除と、租税・軍役負担の主要な担い手である農民身分を君主が直接把握できるようにすることが必須であった³⁷。その意図を実現する人物として現れたのがハウクヴィッツ伯爵であった。

ここで、ハウクヴィッツ伯爵の人物像と彼の主な改革を概観しておこう³⁸。

フリードリヒ・ヴィルヘルム・フォン・ハウクヴィッツ伯爵は、ザクセンの将軍の息子として1700年ごろに生まれ、青年期にプロテスタントからカトリックへと改宗している。1725年（カール6世時代）にオーストリアの国家公務員となり、1736年以降ブレスラウ（現ポーランドのウロツワフ）の官署で頭角を現し、のちに仲間に先んじてシュレージエンの最上級官吏となった。

シュレージエンがオーストリア継承戦争でプロイセンにより占領されたのちも、彼はオーストリアへの忠誠心を保ち続けた。のちに彼はシュレージエンを發ってウィーンへ赴いたが、マリア・テレジアの夫フランツ・シュテファンとタロウカ伯爵によってマリア・テレジアの注意が彼に向くまで、貧しい境遇のうちに暮らしていた。

さて、マリア・テレジアの目にとまったハウクヴィッツは、1742年のブレスラウとベルリンの

平和条約ののちオーストリアに残された部分のシュレージエンの長官に任命されて頭角を現し、1743年1月18日に枢密顧問官の顕職を授けられた。その年の夏、ブレスラウの講和予備交渉のすぐあとに、ハウクヴィッツは、プロイセン王フリードリヒ2世（在位1740～86年）によるさらなる侵攻の危惧を主張した。その冬、彼はプロイセン領シュレージエンにおいて諸身分の影響力の抑制のもとでかつてオーストリア統治時代に支払われた軍税（Contributionale）³⁹の何倍もの額が収められているという内容の「揭示（Notata）」を提出し、オーストリアに残されたシュレージエンにおいて諸身分の軍税の承認、分担、徴収への影響力の抑制と領邦における租税に関する権力を諸身分の官僚機構から奪うことを試み、一方で諸身分への配慮として当分の間、司法における権限は諸身分に残しておいた。マリア・テレジアはその成果に満足し、「シュレージエンの小さな地方は信頼できる良いモデル」となるであろうとの見解を述べた⁴⁰。

ハウクヴィッツは、ベーメン（ボヘミア）とメーレン（モラヴィア）がシュレージエンと同じ運命となることを防ぎたいのなら、将来のために国家の防衛力を向上させるべきであると提案し、マリア・テレジアはこれを聞き入れ、国家の管轄下に置かれる108,000人の軍隊の維持を実現する計画を練り上げることを彼に委託した。ハウクヴィッツはシュレージエンの喪失を当地における軍事力の不足によるものであるとし、平和時の常備軍108,000人の維持に必要な年間14,000,000グルデンの金額を諸身分が支払うことを義務とし、国家が軍事行政を掌握することを可能にする10年間の協定を諸領邦に提案した。この協定によって、兵舎の負担を唯一の例外として全ての軍事に関する実行権が諸身分から国家に移ることになったのである。特に貴族、聖職者、そしていくつかの都市の全ての租税免除が廃止されることによって、税負担は均等に義務づけられるべきであった。

このハウクヴィッツの提案はマリア・テレジアとフランツ・シュテファンとの同意を得、マリア・テレジアはただちに彼の構想を認可した。ハウクヴィッツ案にはかなりの反対と抗議があったが、マリア・テレジアの意図を遂行するためのより良い方法を示す能力のある大臣が他にはいなかったのである。マリア・テレジアの承認を受け、諸身分との協定が着手された。ハウクヴィッツは彼の案に強く反対していたベーメンとメーレンへ自ら赴き、さしあたりメーレンで、次いでベーメンでも諸身分との十年協定締結に成功した。次いでハウクヴィッツ案に最も反対していた下オーストリアとの協定締結にも成功した。

この直接課税の規定とともに内政における他の大規模な改革も進んだ。マリア・テレジアに許可された彼の計画に従って、ハウクヴィッツは中央官署の組織化のための宮廷交渉委員会の委員長としてその実施を統率した。司法は行政から分離され「最高司法庁」が創設された。さらに自立的な領邦諸身分の支配から独立した国家行政府であり、（ハンガリーとベーメンを除く）ドイツ・スラヴ地域の世襲領の政治的、財政的行政を統一的に管理するための「国家行政管理庁」が創設された。ハウクヴィッツは自らこの管理庁の長官となった。そこで彼は宮廷における彼に対する憎しみを気にすることもなく、マリア・テレジアに明言したように、まさにおおいな勇敢

さをもって仕事に着手した。マリア・テレジアは1748年と1749年に実行されたこの改革に完全に満足していた。

しかしながら *Allgemeine Deutsche Biographie* のハウクヴィッツの項に「オーストリア国家のこの最初の統一的な管理の試みにはかなり欠陥があったかもしれない。そして特に管理庁に背負わされた重荷はあまりに大きいと思われる。」⁴¹と書かれているように、彼の改革は完全に成功を収めたわけではなかった。「1749年の国制改革は七年戦争の間に厳しい試練に立たされていた」⁴²のである。この頃、宰相となり外交だけではなく内政にもかかわるようになっていたヴェンツェル・アントン・フォン・カウニッツ伯爵（1711～94年）は、管理庁の内政部門と財政部門を分離させている。また、ハウクヴィッツの改革は、徴税に関する権利についても諸身分から完全に上げることができたわけではなかった。いくつかの領邦では、軍税は協定によって定められるのではなく、従来どおり諸身分による承認によって決定され、諸身分によって徴収され続けていた⁴³。また、年間14,000,000グルデンの予算は不足であることが明らかになり⁴⁴、巨額の資金が質の悪い兵士の徴募に費やされ、脱走の割合も急上昇し、新しいシステムは期待外れの結果を生むことになった。M・ホッヘドリンガーは「唯一の解決策は、ゆっくりと、しかし着実に旧来の諸身分による義務的な貢献に戻すことであった。」と述べており、1755年に始められたプロイセンに対する軍備は、明らかに7年前の領邦との同意（十年協定）に違反する形で進められた⁴⁵。

そして、宮廷におけるカウニッツ伯爵の存在が大きくなってくると、1760年12月30日にハウクヴィッツは彼がこれまで占めていた管理庁長官の地位を奪われ、新しく設立された枢密院における国内の業務の國務大臣として任命された。彼は確かにカウニッツの改革提案をめぐる話し合いの際に意見を聞かれたが、彼はもはや政治的な決定に関して影響を及ぼすことはできなかった。

それにもかかわらず、マリア・テレジアはハウクヴィッツに特別な恩恵を与えたのである。

4-2. ハウクヴィッツに寄せるマリア・テレジアの信頼

マリア・テレジアがハウクヴィッツに改革着手当時、絶大な信頼を寄せていたことはこれまでも述べてきたが、この項では、彼の金羊毛騎士団への採用が起こした波紋の背景を確認するために、ハウクヴィッツが宮廷社会において他の高位の貴族達にとってどのような存在であったかについても合わせて検証していく。

マリア・テレジアは、『政治遺言 (Politisches Testament)』において即位当初の状況について「私は財産も信用貸しも軍隊も自身の経験も知識も持たず、ついにはあらゆる助言もまた持たないことを知った。」と述べている⁴⁶。君主国の財政は危機に瀕し、強力な軍隊もなく、君主としての教育も受けておらず、頼るべき人材をも欠いていたことへの不安と不満を表したのである。

助言すべき大臣達は領邦に所有する領地における利益を優先するため国家の安泰を維持するこ

とに関しては積極的配慮を行わなかった。彼女が大臣達を一掃できなかった理由として、カール6世の治世から中央政府において彼らが大きな勢力を占めており、戦争という危機的状況にあって彼らの政治経験も必要とされたということがマリア・テレジアの『政治遺言』の第1部に挙げられている。続いて第2部では大臣達や領邦の支配者達が特権を持つに至った理由が述べられている。マリア・テレジアの祖父レオポルト1世の時代からハプスブルク王家の「寛大」と「恩恵」を代償として、度重なる戦争による財政困難を乗り越えるため、領邦からの貢納に頼らざるを得なかったという理由である。その領邦各州においては大臣達の勢威が君主の勢威よりも優勢であり、彼らが地方の実情をほとんど君主に報告せず、また君主の側も領邦に対して指令も介入も行うことがなかった⁴⁷。領邦諸身分は大臣達に彼らの言いなりになるように賄賂を贈り、それゆえ大臣達は地方の利益を優先し、お互いに仲が悪いにもかかわらず宮廷からの歳入要請には団結して反対したのである⁴⁸。こうして財政困難は解消されることなく債務を残したまま後代に残されることとなった。このような状況においてカール6世が突然逝去したのであり、彼の宮廷の中樞にいた大臣達にマリア・テレジアは頼らざるを得なかったのである。彼女が、このような二元的権力構造がオーストリア継承戦争という危機の際に国家防衛の妨げであると考えていたであろうということを『政治遺言』に見ることができる。

このような事情を考慮すると、マリア・テレジアにとって不足していた人材を身分を考慮せずに登用することには何のためらいもなかったということが考えられる。彼女はそれらの人材を官僚として採用し、中央の行政機構が行政改革によってその数を増していくなかで、それに伴って給与の支払いを受ける役人の数も増大していった⁴⁹。行政機構のあらたな官庁の指導的なポストにおいては、高位貴族に属さない地方出身や外国出身の貴族が優位を占めたのであり⁵⁰、諸身分と密接な関係のある高位貴族がそれらの地位を占めなくなったことにより、行政に対する諸身分の影響力が削がれていったと考えられる。そして、特にマリア・テレジアの統治前半期に彼女の信頼を勝ち得たのがハウクヴィッツ伯爵であったということができらるであろう。

マリア・テレジアの期待を背負ったハウクヴィッツであったが、彼の改革が宮廷社会の人々にとどのように受け止められていたかが、ツェルマンによって示されている。まずはヨーハン・ヨーゼフ・フォン・ケーフェンヒュラー＝メツチュ侯爵（1706～76年）が全ての改革に反対であったことと、「刷新の精神」⁵¹が近年宮廷全体に広がっており、若き国家君主（マリア・テレジア）が儀式を軽蔑し新しい秩序を取り入れていると日記に苦情を記したことが紹介されている。最高侍従長であったヨーゼフ・アーダム・ツー・シュヴァルツェンベルク侯爵にいたっては、ハウクヴィッツを「悪魔の同盟者」と見做していたということである。ハウクヴィッツが1758年に人頭税の提案を行うためにプラハへの使節を試みるつもりであるという知らせに感情を害したのであった。彼はハウクヴィッツとその他の改革者達はただの「憎き企画者」に過ぎず、ハウクヴィッツのマリア・テレジアへの影響力が現在の政権の最大の災いであるとし、トゥールハイム伯爵夫人に宛てた手紙では、プラハへの使節派遣の情報が宮廷で怒りを呼び起こしているということ

述べた、ということが挙げられている⁵²。このように宮廷社会においてハウクヴィッツはすこぶる評判が悪かったのである。

さらに、江村氏の著書には宮廷社会に異分子が現れたことに対して、旧来の重臣達が不満を抱えていた様子が描かれている⁵³。「身分の低いハウクヴィッツやダウンやコッホらが陛下ご夫妻と何時間も対談するばかりか、時によると女帝と二人っきりで密室で面談するという榮譽に浴している」と、マリア・テレジアが重臣達よりも、新たに登用した官僚と重要な政策について相談していた様子が描写されている。

1748年の閣議においてハウクヴィッツが示した「十年協定」案についてはすでに4-1で述べたが、ボヘミアの長官ハラッハやキンスキーといった重臣達の反対にもかかわらず、マリア・テレジアの同意を得て実施に移された。彼女は反対した重臣達に立腹し、50年後に人々は彼女が自らこのような大臣達を任命したことを信じないだろう、と「十年協定」の実施を認可した決議書に記している⁵⁴。

さらに、マリア・テレジアのハウクヴィッツ伯爵への信頼を表すものとして、マリア・テレジアが残した多くの手紙が挙げられる。ハウクヴィッツの1765年9月の死去に際して、マリア・テレジアは次のように述べている。この「誠実で忠実な大臣」の喪失を彼女がどんなにつらいと感じているかということ、そして彼が「特別な神の摂理によって、そしてこれらの領邦の安寧のために」彼女に認められ、「誠実さと熱意から私のためにシュレージエンにおけるすべてを捨てここで私とともに不快な時間を耐え忍んだ。」と書き記したのである。彼女は、彼によって個人的利益が危険にさらされると信じた人々の不当な憎しみに怯えず、少しも恐れなかったと述べ、そして、彼が独力で1747年に国家を「混乱状態から秩序へと」導いたのでであると述べた。さらに「偉大な大臣であり真の友」を失ったとも記している⁵⁵。ハウクヴィッツが亡くなった1765年9月はフランツ1世（フランツ・シュテファン）が亡くなってからわずか1か月ののちであり、これらの手紙の表現を顔面どおりに受け取ることは多少の留保が必要であると考えられるが、手紙が多数であるということからある程度の信頼性があると考えてよいであろう。

以上述べてきたように、宮廷社会におけるハウクヴィッツの評判や立場は決して良いものではなかった。それにもかかわらず、マリア・テレジアが強力な後ろ盾として彼を擁護していたため、彼の官僚としての地位は高まったのだと考えられる。そして、マリア・テレジアの期待に沿う形で改革を推進したハウクヴィッツにもたらされたのが金羊毛勲章であったと考えられる。

5. ハウクヴィッツ伯爵の金羊毛騎士団への採用からみたマリア・テレジア期の宮廷

5-1. 功勞による金羊毛騎士団への採用

これまで述べてきたようにハプスブルク君主国において進められた改革は、旧態然とした宮廷社会にも変化をもたらした。その顕著な例がハウクヴィッツ伯爵の金羊毛騎士団への採用であったと言えよう。この採用は国家への功勞に対する褒章であると考えられ、マリア・テレジア期の

革新的側面であり特徴であったと考えられる。

18世紀末と19世紀初頭以来、オーストリアでは身分や血統によってではなく官職における功勞を公正に評価するためにさまざまな功勞勲章が存在したが、金羊毛騎士団においては明確な功勞による選出の基準は設けられていない。騎士団の活動を細かく規定する規約には明確な選出基準について示されておらず「非の打ちどころのない」人生を示さなくてはならないという付帯条項が示されているのみである。このようなあいまいな基準により、国家や社会における貴族の機能が変化すると、騎士団の選出に関する基準も変化した⁵⁶。

マリア・テレジア統治時代の国制改革下における金羊毛騎士団の騎士の採用に関してもこの変化があてはまるであろう。この時代の団員採用の変化であるが、「フランツ1世期(1740-1765年)には出自よりも功勞を重視して団員の選定がなされるようになったため、団長と団員の間に軋轢が生じた」と岩崎氏は述べ、侍従長ケーフェンヒュラーが高貴な出自ではない団員の採用を深刻な「汚点」として問題視していたことに触れている⁵⁷。そこには「18世紀ハプスブルク君主国の高位貴族もまた、その身分・立場にふさわしい名誉を顕示することに第一義的な意義を感じ、歴史を自身のアイデンティティの拠りどころとしていた」という宮廷社会の背景がある⁵⁸。

ケーフェンヒュラーにとっては、「先祖の名前を正確に16人数えられないような者が、女帝のお側に仕えることができることが不思議でならない」⁵⁹のであり、そのうえ、そのような人物が金羊毛騎士団に採用されるということは理解しがたいことであつたであろう。ケーフェンヒュラー家は金羊毛騎士団が分裂した1712年以来現代までの250年間に8人の金羊毛騎士を排出している⁶⁰。大貴族の家系であつたがゆえに、彼らの保守的なサークルに異分子が入り込むことに不快感をもつたと考えられるのである。

このように、金羊毛騎士団における通常の採用は皇帝家への功勞ではなく、家柄が問題であつた。金羊毛勲章は、近代において各国で見られる功勞勲章のような性格を持ち始めていたのかもしれないが、その傾向は一般的ではなく若干の任命にしか該当しないとA・ウェーバーは指摘している⁶¹。オーストリア継承戦争と続いて起こった七年戦争(1756-63年)⁶²によって国家的危機に直面したハプスブルク君主国において、政治的統合の手段としての金羊毛騎士団の重要性は増していったと考えられる。その点においてマリア・テレジアが金羊毛勲章の授与を国家への功勞の褒章として考えることは妥当であつたであろう。騎士団長はマリア・テレジアの夫フランツ・シュテファンではあつたが、彼女も騎士団の運営に深くかかわつていた⁶³。ハウクヴィッツの改革が全面的な成果を挙げなかつたとしても、金羊毛騎士団に彼を採用することは、君主が国家への功勞に対する褒章として騎士団を利用するという傾向をあらわすものであつたと考えられる。オーストリア継承戦争を終結に導いたアーヘンの和約(1748年10月12日)の際のオーストリア代表であつたカウニッツ伯爵が1749年に金羊毛騎士に叙任されていることや、イタリアにおける戦いやトルコとの戦いで活躍した元帥レオポルト・ダウン伯爵が将校の育成のために創設された軍事アカデミーの長官となつた翌年の1753年に金羊毛騎士に叙任されていることも、

その傾向を示すものであったと考えられる。このことから、下級貴族出身のハウクヴィッツが金羊毛騎士団に採用されたことは特例であり、マリア・テレジアが、高位の貴族達が「名誉」について抱いている意義を知りながらも、ハウクヴィッツに対して褒章を与える必要性を強く認識していたからこそ彼の騎士団への採用であったと考えられる。

5-2. ハウクヴィッツ伯爵の金羊毛騎士団への採用とその波紋

ケーフェンヒュラーには「汚点」と感じられた団員の採用であるが、ハウクヴィッツと同時に採用された2人の出自が不適格とみなされ、団員達は公然と不満を示したということである。ハウクヴィッツの採用とそれに関連したこの事例について、ケーフェンヒュラーの日記の内容を確認しておこう。

ハウクヴィッツが金羊毛騎士団に採用されたのは改革を開始して約10年が経過した1759年11月29日である⁶⁴。ヨーロッパにおける七年戦争が始まってから3年ほどが経ち、ハプスブルク側に有利な状況が続いていた時期であった。この時、同時に採用されたルドルフ・フォン・ホテク伯爵とクレリシ侯爵について、ケーフェンヒュラーは、この時の叙任式が騎士団の大多数の人々に少なからずショックと不快を与え、「三百年間ブルゴーニュとオーストリア両家の非常に多くの騎士団長のもとで純粋さを保ってきたこの高貴な騎士団にこれによって初めての汚点をつけられたことを誰でもが遺憾に思わざるを得ない」と記している。ハウクヴィッツの採用については、マリア・テレジアの後ろ盾があるという厳然たる事実があり、団員達は表立って遺憾の意を表することはしなかったのではないかと考えられる。ケーフェンヒュラーはこの叙任に関して、不幸なことに大変秘密裏に採用が決定されたので君主の名誉のために異議を申し立てることもできなかったと述べている。さらに、クレリシ侯爵とホテク伯爵の採用に関して自分（マリア・テレジア）には全く責任がなく、皇帝にむしろ思いとどまるよう助言したほどであり、この件に関しては帝国副宰相（コロロド＝後出）にのみ責任があるのだ、とマリア・テレジアに聞かされて驚いたということが書かれている。これに対しケーフェンヒュラーは自身の考えとして、女帝がハウクヴィッツを指名推薦しなければ、彼らの家系からみて皇帝はクレリシとホテクを採用しなかつたらう、と記し、諸悪の根源はハウクヴィッツの採用にあると考えていたことを示唆している⁶⁵。ホテク伯爵は銀行業務など金融面での功勞でフランツ・シュテファンの信頼を得た人物であり、彼がホテクの採用を強力に推していたということが考えられる。サーボは、ホテクが財務大臣になれたのはフランツ・シュテファンの愛顧のおかげであり、ホテクが経済情勢における支配的な意見の代弁者として現れたことから、ハウクヴィッツの影響力は次第に衰えていったと述べている。またハウクヴィッツの政治的立場がこのころ急落していったにもかかわらず、マリア・テレジアはハウクヴィッツに対する変わらぬ信頼の証として彼を金羊毛騎士団員に叙任することをフランツ・シュテファンに要求し、それに対してフランツ・シュテファンはハウクヴィッツを叙任するならばルドルフ・ホテクも同時に叙任することを条件としたということであ

る⁶⁶。フランツ・シュテファンがホテク的能力を高く評価していたことにより、出自の低いハウクヴィッツを叙任するならばホテクも叙任に値すると考えたことがうかがえるのである。ケーフェンヒュラーはさらに、クレリシはミラノ出身の砲兵隊指揮官で、前年(1758年)のコンクラヴェ⁶⁷にハプスブルク家の大使として出席した人物でもあり、彼の場合は古くからの親友であるコロレド⁶⁸が労をとったおかげで採用されたとみられるとも書いている。この場合は、コロレドがフランツ・シュテファン、もしくは MARIA・テレジアにクレリシの採用を働きかけたとみることができるであろう。MARIA・テレジアが帝国副宰相に責任があると言ったのはこのことによるものであると考えられる。いずれにせよ、これらの採用は MARIA・テレジアの意向と関連したフランツ・シュテファンの意思によるものであり、功労による君主の恣意的な採用であるといえることができる。ケーフェンヒュラーは「ともあれ、いまやこのような不適切な入団が起こってしまい、おそらく将来の叙任式においても同じような重大な事態があとに続くであろう」との悲観的観測を述べている⁶⁹。

確かに、新しい騎士の採用に関しては、16世紀にフェリペ2世が教皇グレゴリウス13世の許可を受けて以来、騎士団の総会による選出だけでなく騎士団長のみによっても決定できるようになっており⁷⁰、騎士団長による団員の任命は、具体的功労によるものではなく、恣意的な政治的または個人的意思表示であった。しかし、一方では、5-1で述べたように、近代において各国で見られる勲章のような功労による任命の傾向もあった。ある特定の家系が短期間に次々と金羊毛騎士団に採用されていることから功労による任命の傾向は明らかである。MARIA・テレジアは宰相ヴェンツェル・アントン・フォン・カウニッツへの高い評価から彼を(伯爵から=引用者注⁷¹)侯爵へ昇格させただけでなく、ヴェンツェルの父とヴェンツェル自身に続いて、息子も騎士団に採用している⁷²。ヴェンツェル・フォン・カウニッツの騎士団への採用は、やはり5-1で述べたとおり、ハウクヴィッツの改革が進められていた時期の1749年12月1日であった⁷³。「カウニッツが金羊毛騎士団に叙任されたことと、パリへの大使として任命されたことは、彼の新しい外交政策の勝利を告げるものであった。」⁷⁴とサーボは述べている。この採用に関してはヴェルサイユ宮廷における外交活動を円滑にするために金羊毛騎士団員であるという箔がつけられたということが考えられる。

このように騎士団長の持つ団員任命の権利は騎士団長である君主によって恣意的に行使されていた。それゆえ団員である騎士達が認めることができなと感じた採用に関しても彼らの拒絶は受け入れられなかったのである。

騎士団長の恣意による金羊毛騎士団の功労による採用の傾向は、宮廷における革新的側面ではあるが、その団員である高位貴族の騎士団の意義に対する心情は至極保守的であり、そこに齟齬が生じたのであった。

6. 保守性を残す金羊毛騎士団

さて、金羊毛騎士団の運営に関して、騎士団長フランツ・シュテファンを通してハプスブルク君主国の実質的統治者であるマリア・テレジアの意図が反映されていたことはこれまで見てきたとおりである。間接的なマリア・テレジアの意図によって金羊毛騎士団にもたらされた功勞による騎士の採用という傾向は改革による変化を反映するものであったと考えられるが、宮廷社会のエリート集団を形成する金羊毛騎士団のメンバーはその変化によって騎士団の威信に傷がつくことに不満を覚えたのである。

宮廷社会の政治的側面において啓蒙思想に影響を受けた開明的な官僚達が活躍する一方で、高位貴族の活躍する場は狭まっていき、彼らがアイデンティティの拠り所として重視したものが「名譽」であったと考えられる。彼らのなかでもエリートを団員としていた金羊毛騎士団は、官僚時代が到来することによって、彼らの「名譽の象徴」として身分的なエリート集団であり続ける必要があり、むしろその必要性は高まったといえることができるであろう。

金羊毛騎士団が、そのような高位貴族達を惹きつけていた要素は「名譽」を可視化することのできる騎士団の行事であったと考えられ、その意味において荘厳なブルゴーニュの伝統を保持することには意義があったといえることができる。「マリア・テレジアおよびフランツ1世は（金羊毛騎士団の=引用者注）行事そのものには手をつけなかったが、次帝ヨーゼフ2世はそれにも着手し、例えば総会の前日に開催されることが恒例となっていたヴェスペレは1768年に廃止された。こうして、彼の即位前には年に50-60回催されていた騎士団主催の宗教行事の数は、67年に14回、74年には8回と大幅に減少した」⁷⁵というように、フランツ・シュテファンの時代には騎士団の伝統的行事は宮廷において依然として主な行事として行われていた。啓蒙専制君主ヨーゼフ2世が展開したヨーゼフ主義による古き慣習の見直しとは対照的に、フランツ・シュテファン時代の金羊毛騎士団は中世的志向をコアとしてまだ保持しており、カール6世のブルゴーニュの伝統を受け継ぐという意味を継承していたのである。

その中世的志向と結びつき、ブルゴーニュの伝統を顕著に再現していたのが騎士団の祝祭であった。祝祭において毎年行われる、王宮からシュテファン寺院もしくはアウグスティナー教会への「ランプを持った」騎士達の行列はウィーンの全住民がその威光を目のあたりにすることができる大スペクタクルであった。ところが、この行事はのちに次第に縮小されていった。そして、金羊毛騎士への叙任の儀式についても同様のことが起こったのである⁷⁶。しかしながら、マリア・テレジア期の宮廷では、ブルゴーニュの宮廷で始まりスペインの宮廷を経てオーストリアの宮廷にもたらされたバロック時代のこれらの儀式はまだ遵守されていたのである。

このように、マリア・テレジア統治期の宮廷を金羊毛騎士団を通して考察していくと、保守的側面を残しつつも変化していく姿がみえてくるのである。

おわりに

これまでハウクヴィッツ伯爵への金羊毛騎士団とその採用をめぐる問題を中心に、マリア・テレジアの改革と保守的宮廷社会の軋轢について考察してきた。マリア・テレジアの宮廷は、国政や外交に関しては古い因習を破って新たな政策を展開して中央集権をめざし、宮廷社会に関しては、新たな風を入れつつも旧来のヒエラルヒーを継承し、宮廷貴族を通して諸身分との協調関係を保持しようとした場であったと考えられるであろう。そのような宮廷社会の在り方を映していたマリア・テレジア期の金羊毛騎士団については、功勞による採用の傾向に対する騎士団員の不満に対して団長による断固とした処置がとられなかったため、団員間の協働作用の必要性が明確になった時期であるとも考えられるのである。

マリア・テレジアの死後、啓蒙君主ヨーゼフ2世の急進的改革のもとでさまざまな保守的側面は排除されていった。しかし矢継ぎ早に改革を推し進めた単独統治の時代でさえ、彼はオーストリア系金羊毛騎士団の基礎を盤石にした「祖父カール6世が創始した1712年のしきたりを遵守した」⁷⁷のであった。それについては議事録が明示している。そこには、ヨーゼフ2世のもとで聖アンドレの祝祭に、カール6世の時代よりは多く、フランツ・シュテファンの時代よりは少ない、平均して19人の騎士が参加したということ、そして教会へと向かう祝祭の行列は父フランツ・シュテファンのもとで行われたように衛兵の保護のもと厳かに行われた、ということが示されているのである⁷⁸。このことは、やはり時代の連続性を物語っていると考えられる。ヨーゼフ2世の宮廷においても金羊毛騎士団に関してはその規模を縮小しつつも保持すべき理由があったのであろう。

さて、今後の研究の課題としては、近年になって見直しが進んでいるウィーン宮廷研究を視野に入れつつ、近世と近代の狭間で揺れるマリア・テレジア統治期の宮廷社会における構成原理を明らかにしていくことを挙げておきたい。その構成原理は、宮廷の祝祭や儀式などに深くかわるものであると考えられることから、金羊毛騎士団の主たる活動である祝祭や儀式についてもさらに研究を進めていきたいと考えている。

注・引用

- 1 岩崎周一「総論『英雄の時代』と『啓蒙の世紀』」、大津留厚他編『ハプスブルク史研究入門 歴史のラビリンスへの招待』昭和堂、2013年、62頁。
- 2 「『凱旋門のかわりに談話が歩み出る』とフランスの祝宴の記述者であるガブリエル・ムーレイは、宮廷の世紀である18世紀と市民的な19世紀の区別を述べている。」アレヴィン、リヒャルト／ゼルツレ、カール（円子修平訳）『大世界劇場 宮廷祝宴の時代』法政大学出版局、1985年、28頁。
- 3 エリアス、ノルベルト（波田節夫、中壘芳之、吉田正勝訳）『宮廷社会』法政大学出版局、1981年、1頁。
- 4 マリア・テレジアは「女帝」と称されることが多いが、実際は「オーストリア大公・ハンガリー女王」「ボヘミア女王」であり、神聖ローマ皇帝フランツ1世の「皇帝妃」であった。しかし、実際にハプスブルク君主国の統治を行なったのはマリア・テレジアであった。

- 5 ツェルナーは宮廷絶対主義の時代の区切りを三十年戦争終結の1648年以降としている。ツェルナー、エーリヒ（リンツビヒラ裕美訳）『オーストリア史』彩流社、2000年、372頁。
- 6 三十年戦争（1618～48年）の終結となった講和条約。ドイツにおいては中間権力としての領邦諸身分の外国との同盟を含む権利が再確認され、神聖ローマ帝国は事実上国家としての実態を失った。
- 7 マリア・テレジア即位時の全国家歳入が約22,000,000フローリンであったのに対してカール6世が残した負債は99,000,000フローリン（1739年末）であった。DICKSON, Peter George Muir: *Finance and Government under Maria Theresia 1740-1780*, vol. 1, Oxford, Clarendon Press, 1987, p. 6.
- 8 「中近世のヨーロッパにおいて、君主による上からの支配をうけとめるべく、政治的・社会的に有力な中間の諸勢力が連帯して構成した団体。『等族』と呼称する研究者もいる。（高位）聖職者・貴族・都市といった身分ごとにまとまり、君主との合意形成の場である身分制議会に地域および臣民の代表として出席し、君主と権力を分有して国政に参与した。」大津留厚他編、前掲書『ハプスブルク史研究入門』、60頁。
- 9 岩崎周一「『貴族制的君主国』の中核として—18世紀ハプスブルク君主国の政治社会における金羊毛騎士団の意義と機能—」『日本18世紀学会年報』第26号、2011年、46頁。
- 10 “Liste Nominale des Chevaliers de l’Ordre Illustre de la Toison d’Or, Depuis son Institution Jusqu’à nos Jours”, in: Ordenskanklei (Hg.), *Das Haus Österreich und der Orden vom Goldenen Vlies. Beiträge zum Wissenschaftlichen Symposium am 30. November und 1. Dezember 2006 in Stift Heiligenkreuz, Graz / Stuttgart*, Leopold Stocker Verlag, 2007, S. 165.
- 11 江村洋『中世最後の騎士—皇帝マクシミリアン一世伝』中央公論社、1987年、394–395頁。
- 12 岩崎、前掲論文「『貴族制的君主国』の中核として」、38–39頁。
- 13 KALLBRUNNER, Josef (Hg.): *Kaiserin Maria Theresias Politisches Testament*, Wien, Verlag für Geschichte und Politik, 1952, S. 12.
- 14 オーストリア継承戦争（1740～48年）は、カール6世の逝去をきっかけにプロイセンのシュレージエンへの侵攻によって勃発した。この戦争でシュレージエンを失ったものの、領土の大半と帝位の保持には成功した。岩崎「総論『英雄の時代』と『啓蒙の世紀』」、前掲書『ハプスブルク史研究入門』、68頁。
- 15 ボーサンは「他人の目にさらすスペクタクルを人間の特権として高め、生活のあらゆる発言を一種の演劇にしてしまう文明をバロックと名付けている。」と述べている。ボーサン、フィリップ（藤井康生訳）『ヴェルサイユの詩学：バロックとは何か』平凡社、1986年、41頁。
- 16 岩崎、前掲論文「『貴族制的君主国』の中核として」、36頁。
- 17 岩崎周一「『後光のない玉座は永續きしない』—ハプスブルク王権の表象戦略と金羊毛騎士団—」『日本18世紀学会年報』第24号、2009年6月、38–58頁。岩崎、前掲論文「『貴族制的君主国』の中核として」。日本における金羊毛騎士団の研究は、7本の論文が確認できるが、岩崎氏の2本の論文を別とすれば、以下の5本の論文すべてが創設期のブルゴーニュ時代を扱ったものである。

黒木敏弘「金羊毛騎士団創設規約の成立：ガーター騎士団規約との比較分析を中心として」『熊本大学社会文化研究』第4号、2006年、237–262頁。<http://hdl.handle.net/2298/2928>（熊本大学学術リポジトリ、2011年5月5日アクセス）／近藤壽良「金羊毛騎士団の創設をめぐる：ブルゴーニュ侯の治世における金羊毛騎士団（1）」『高岡法科大学紀要』第7巻、1996年、127–156頁。[http://ci.nii.ac.jp/els/110000474240.pdf?id=ART0000858354&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1345796312&cp=\(Cinii論文PDF,2011年5月5日アクセス\)](http://ci.nii.ac.jp/els/110000474240.pdf?id=ART0000858354&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1345796312&cp=(Cinii論文PDF,2011年5月5日アクセス))／近藤壽良「金羊毛騎士団規約をめぐる：ブルゴーニュ侯の治世における金羊毛騎士団（2）」『高岡法科大学紀要』第8巻、1997年、33–61頁。[http://ci.nii.ac.jp/els/110000474242.pdf?id=ART0000858365&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1345795169&cp=\(Cinii論文PDF,2011年5月5日アクセス\)](http://ci.nii.ac.jp/els/110000474242.pdf?id=ART0000858365&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1345795169&cp=(Cinii論文PDF,2011年5月5日アクセス))／近藤壽良「金羊毛騎士団第三回例会とミショー。タイユヴァン『金羊毛の夢』：ブルゴーニュ侯の治世における金羊毛騎士団（3）」『高岡法科大学紀要』第11巻、2000年、98–112頁。[http://ci.nii.ac.jp/els/110000474180.pdf?id=ART0000858228&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1345795969&cp=\(Cinii論文PDF,2011年5月5日アクセス\)](http://ci.nii.ac.jp/els/110000474180.pdf?id=ART0000858228&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1345795969&cp=(Cinii論文PDF,2011年5月5日アクセス))／原口碧「『雉の饗宴』にみる色彩の象徴—ブルゴーニュ宮廷における美徳の色と悪徳の色」『人間文化創成科学論叢』第12号、2009年、91–99頁。<http://hdl.handle.net/10083/49016>（お茶の水

- 女子大学 Tea Pot, 2011年5月5日アクセス)
- 18 岩崎, 前掲論文「『後光のない玉座は永続きしない』」, 38-39頁。
- 19 岩崎, 前掲論文「『貴族制的君主国』の中核として」, 37頁。
- 20 ハプスブルク君主国のこのゲノッセンシャフト的性格についての主張は次の論文において展開されている。岩崎周一「『共通の危機』が国家をつくる：近世ハプスブルク君主国における軍事と諸身分」『一橋社会科学』第5号, 2008年, 169-212頁。http://hdl.handle.net/10086/16879 (一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR, 2009年11月15日アクセス)
- 21 WEBER, Annemarie: *Der österreichische Orden vom Goldenen Vliess. Geschichte und Probleme*. Diss. Bonn, 1971.
- 22 Ordenskanzlei (Hg.), *op. cit.*, *Das Haus Österreich und der Orden vom Goldenen Vlies*.
- 23 安成英樹「絶対王政期フランスの王権—宮廷とその儀礼を中心として」『西洋史論叢』第27号, 2005年12月, 95頁。
- 24 バロック期におけるハプスブルク君主国の諸相については, エヴァンズ, ロバート・ジョン・ウエストン(新井皓士訳)『バロックの王国—ハプスブルク朝の文化社会史1550-1700年』慶応義塾大学出版会, 2013年(EVANS, Robert John Weston: *The Making of The Habsburg Monarchy 1550-1770*, Oxford University Press, 1979.)を参照した。
- 25 エヴァンズ, 同書, 170頁。
- 26 CERMAN, Ivo: *Habsburgischer Adel und Aufklärung, Bildungsverhalten des Wiener Hofadels im 18. Jahrhundert*, Stuttgart, Franz Steiner Verlag, 2010, S.98-102.
- 27 イギリスのガーター騎士団, 受胎告知騎士団, バス騎士団, デンマークの象騎士団と並んで重要であるとされている。WIELACH, Astrid: “Die Ordensfest der Ritter vom Goldenen Vlies im Spiegel der Wiener Zeremonialprotokolle (1665-1790)”, in: PANGERL, Irmgard / SCHEUTZ, Martin / WINKELBAUER, Thomas, (Hg.), *Der Wiener Hof im Spiegel der Zeremonialprotokolle (1652-1800), Eine Annäherung*, Innsbruck/Wien/Bozen, Studien Verlag, 2007, S.287.
- 28 WIELACH, *ibid.*, S.287.
- 29 岩崎, 前掲論文「後光のない玉座は永続きしない」, 57頁。
- 30 AUER, Leopold: “Der Übergang des Ordens an die österreichischen Habsburger”, in: Ordenskanzlei (Hg.), *op. cit.*, S.64.
- 31 CERMAN, *op.cit.*, S.102.
- 32 WIELACH, *op.cit.*, S.287.
- 33 岩崎, 前掲論文「『貴族制的君主国』の中核として」, 46頁。
- 34 STACHER-GFALL, Anna-Katharina: “Das Andreasfest des Ordens vom Goldenen Vlies im Spiegel der Zeremonialprotokolle des Wiener Hofes der Jahre 1712 bis 1800”, in: PANGERL, Irmgard / SCHEUTZ, Martin / WINKELBAUER, Thomas, (Hg.), *op. cit.*, S.312.
- 35 岩崎周一「近世ハプスブルク君主国における諸身分と国家形成—下オーストリアの事例を中心に—」一橋大学大学院社会学研究科博士論文, 2007年, 68頁。カッコ内は本稿筆者の付記。
- 36 岩崎, 「総論『英雄の時代』と『啓蒙の世紀』」, 前掲書, 61頁。
- 37 田熊文雄, 「十八世紀オーストリアにおける国制改革」『西洋史学』第99号, 1975年12月, 48-49頁。
- 38 この項のハウクヴィッツ伯爵に関しては以下の文献を参照した。KALLBRUNNER, Josef (Hg.): *op. cit.*, S.12-20. / FELGEL, Anton Victor: „Haugwitz, Friedrich Wilhelm“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 11, 1880, S.66-69. [Onlinefassung]; URL: <http://www.deutsche-biographie.de/pnd118773437.html?anchor=adb> (zugriff: 28. August, 2013) / CERMAN, *op.cit.*, S.109ff.
- 39 Contributionaleは軍税, もしくは分担金。諸身分によって領邦会議で承認される, 土地にかけられた防御税。KALLBRUNNER (Hg.), *op. cit.*, S.109.
- 40 KALLBRUNNER (Hg.), *ibid.*, S.13f.
- 41 FELGEL, *op. cit.*

- 42 ツェルナー, 前掲書, 393 頁。
- 43 SCOTT, Hamish M.: "Reform in the Habsburg Monarchy, 1740-90", Scott, Hamish. M. (ed.), *Enlightened Absolutism: Reform and Reformers in Later Eighteenth-Century Europe*, The University of Michigan Press, 1990, p. 154-155.
- 44 DUFFY, Christopher: *The Army of Maria Theresa, The Armed Forces of Imperial Austria 1740-1780*, New York, Hippocrene Books, INC., 1977, pp. 123.
1757 年の Military Expenditure (軍事支出) は Military Contribution (軍事租税) を大幅に上回っていた。
HOCHEDLINGER, Michael: *Austria's Wars of Emergence, 1683-1795*, Longman UK, 2003, p. 286, Table 11.
- 45 HOCHEDLINGER, *ibid.*, p. 292.
- 46 KALLBRUNNER (Hg), *op. cit.*, S. 29.
- 47 丹後杏一「マリア・テレジアの政治遺言 (Politisches Testament) について— 1749 年改革の成立事情小考—」
『歴史』第 13 号, 1956 年 10 月, 20 頁。
- 48 DICKSON, *op. cit.*, vol. 2, p. 3.
- 49 DUINDAM, Jeroen: *Vienna and Versailles, The Courts of Europe's Dynastic Rivals, 1550-1780*, Cambridge University Press, 2003 (Reprinted 2006), p. 82.
- 50 CERMAN, *op. cit.*, S. 109.
- 51 「刷新の精神」とはおそらく啓蒙思想を指す。CERMAN, *op. cit.*, S. 108.
- 52 CERMAN, *op. cit.*, S. 108. トゥールハイム伯爵夫人マリア・アントニアは宰相カウニッツの娘 (Ann. 73)。シュヴァルツェンベルク家はヨーゼフ・アードムの父アードム・フランツの時代から南ボヘミアに領地を持つ。
BEZECNÝ, Zdeněk; „Schwarzenberg Freiherren“, in: *Neue Deutsche Biographie* 24, 2010, S. 18-20 [Onlinefassung]; URL: <http://www.deutsche-biographie.de/pnd118612069.html> (zugriff 9. November 2013)
- 53 江村洋『マリア・テレジアとその時代』東京書籍, 1992 年, 139 頁。
- 54 KEHVENHÜLLER-METSCH, Rudolf / SCHLITZER, Hanns (Hg.): *Aus der Zeit Maria Theresias. Tagebuch des Fürsten Johann Josef Khevenhüller-Metsch, Kaiserlichen Obersthofmeisters 1742-1776*, II, 1745-1749, Wien / Leipzig, 1908, S. 467-469. <http://archive.org/details/ausderzeitmaria01khevuoft> (zugriff 20. Februar 2012)
1748 年 1 月 29 日の閣議の様子とマリア・テレジアの決議文が注釈として付されている。
- 55 FELGEL, *op. cit.*
- 56 WEBER, *op. cit.*, S. 153f.
- 57 岩崎, 前掲論文「『貴族制的君主国』の中核として」, 44 頁。
- 58 岩崎, 同論文, 46 頁。
- 59 江村, 前掲書『マリア・テレジアとその時代』, 140 頁。
- 60 WEBER, *op. cit.*, S. 169.
- 61 WEBER, *ibid.*, S. 165.
- 62 カウニッツ伯爵の外交政策によりオーストリアは長年の敵であったフランスと同盟を結んだ。敵はもはやフランスではなくプロイセンであり, この同盟に危機感を募らせたプロイセンの先制攻撃により勃発した。ツェルナー, 前掲書, 388-393 頁。
- 63 岩崎, 前掲論文, 「『貴族制的君主国』の中核として」, 42 頁。
- 64 "Liste Nominale", in: Ordenskanzlei (Hg), *op. cit.*, S. 184.
- 65 KEHVENHÜLLER-METSCH, Rudolf / SCHLITZER, Hanns (Hg.): *Aus der Zeit Maria Theresias. Tagebuch des Fürsten Johann Josef Khevenhüller-Metsch, Kaiserlichen Obersthofmeisters 1742-1776*, V, 1758-1759, Wien / Leipzig, 1911, S. 138f. <http://archive.org/details/ausderzeitmaria05khevuoft> (zugriff 20. Februar 2012)
- 66 SZABO, Franz A. J.: *Kaunitz & Enlightened absolutism 1753-1780*, New York, Cambridge University Press, 1994, p. 82.
- 67 カトリックの枢機卿によるローマ教皇選挙秘密会議のこと。クレリシは教皇選挙に立ち会う役職者として出席したと考えられる。
- 68 帝国副宰相ルドルフ・ヨーゼフ・フォン・コロレド伯爵。KEHVENHÜLLER etc. (Hg), *op. cit.*, V, S. 139, 279.

- 彼はフランツ・シュテファン団長のもと、1744年1月5日に騎士団に採用されている。”Liste Nominale“, in: Ordenskanzlei (Hg.), *op. cit.*, S. 183.
- 69 KEHVENHÜLLER etc. (Hg.), *op. cit.*, V, S. 139.
- 70 STACHER-GFALL, *op. cit.*, S. 310.
- 71 ARETIN, Karl Otmar Freiherr von: „Kaunitz, Wenzel Anton Graf, seit 1764 Fürst von Kaunitz-Rietberg“, in: *Neue Deutsche Biographie 11*, 1977, S. 363, 365. [Onlinefassung]; URL: <http://www.deutsche-biographie.de/pnd118721313.html> (zugriff: 10. September, 2013)
- 72 WEBER, *op. cit.*, S. 171. 父マクシミリアン・ウルリッヒは1744年1月5日に、息子エルンスト・クリストフはヨーゼフ2世団長のもと1772年6月15日に金羊毛騎士団に採用されている。”Liste Nominale“, in: Ordenskanzlei (Hg.), *op. cit.*, S. 183, 185.
- 73 “Liste Nominale“, in: Ordenskanzlei (Hg.), *ibid.*, S. 183.
- 74 SZABO, *op. cit.*, p. 45.
- 75 岩崎, 前掲論文「後光のない玉座は永続きしない」, 50頁。しかし, ヨーゼフ2世も金羊毛騎士団の全ての慣習を廃止したわけではなく, ある程度は遵守していたことが示されている。
- 76 WEBER, *op. cit.*, S. 179f. 19世紀中頃には宣誓と叙任の儀式は, ただの行政上の官僚的な儀式となった。また, フランツ・ヨーゼフ時代には聖体行列のみが騎士団の活動となった。
- 77 岩崎, 前掲論文「後光のない玉座は永続きしない」, 51頁。
- 78 STACHER-GFALL, *op. cit.*, S. 325.